山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 現 行 |
| :---: | :---: |
| （防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当） |
| 第 6 条－略一 |
| 2 前項の手当の額は，作業に従事した日 1 日に |
| つき，次の各号に掲げる作業の区分に応じ，当 |
| 該各号に定める額とする。 |
| （1）前項第1号，第2号及び第 4 号の作業 |
| 290円 |

（2）—略—
（公共土木施設等災害応急作業に従事する職員 の特殊勤務手当）
第13条 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は，防災くらし安心部防災危機管理課及び消防救急課，農林水産部，県土整備部，港湾事務所並びに総合支庁に勤務する職員が，次の各号に掲げる作業に従事したとき に支給する。
（1）—略—
（2）噴火により重大な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立退きを勧告され，若しくは指示された地域又は同法第63条第1項の規定により設定された警戒区域その他人事委員会規則で定める地域で行う災害状況の調査，巡回監視，工事の監督，測量，測量の監督等の作業
（3）－略—
2 及び 3 －略－
附 則
$1 ~ 8$ —略—
（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）
9 職員等が新型コロナウイルス感染症（新型コ ロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定 するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは，防疫作業に従事する職員の特殊
（防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当）

## 第 6 条－略—

2 前項の手当の額は，作業に従事した日 1 日に つき，次の各号に掲げる作業の区分に応じ，当該各号に定める額とする。
（1）前項第1号，第2号及び第4号の作業 290円（同項第1号の作業のうち心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては，当該額にその100分の 100に相当する額を加算した額）

## （2）—略—

（公共土木施設等災害応急作業に従事する職員 の特殊勤務手当）
第 13 条 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は，防災くらし安心部防災危機管理課及び消防救急課，農林水産部，県土整備部，港湾事務所並びに総合支庁に勤務する職員が，次の各号に掲げる作業に従事したとき に支給する。
（1）—略—
（2）噴火により重大な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定 により設定された警戒区域その他人事委員会規則で定める地域で行う災害状況の調査，巡回監視，工事の監督，測量，測量の監督等の作業
（3）—略—
2 及び3－略—
附 則
1～8 —略—
（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）
9 職員等が新型コロナウイルス感染症（病原体 がベータコロナウイルス属のコロナウイルス （令和 2 年 1 月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有するこ とが新たに報告されたものに限る。）であるも のに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で

```
勤務手当を支給する。この場合において, 第6 希馀つて人事委員会規則で定めるものに従事した
条の規定は適用しない。
10 - 略一
ときは, 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手
当を支給する。この場合において, 第6条の規
定は適用しない。
10 -略一
```

> 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

第1条関係（山形県県税条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
| :---: | :---: |
| （株式等譲渡所得割の特別徴収義務者） | （株式等譲渡所得割の特別徴収義務者） |
| 第48条の22－略— | 第48条の $22 \quad$－略一 |

2 —略—
3 第 1 項の特別徴収義務者は，租税特別措置法 3第37条の11の4第3項に規定する場合には，そ の都度，同項に規定する満たない部分の金額に 100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。
（事業税の納税義務者等）
第49条 法人の行う事業に対する事業税は，法人 の行う事業に対し，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める額により，その法人に課する。
（1）及び（2）—略—
（3）電気供給業のうち，電気事業法（昭和 39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定す る小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含 む。以下この節において「小売電気事業等」 という。）及び同法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含 む。以下この節において「発電事業等」とい う。）次に掲げる法人の区分に応じ，それ ぞれ次に定める額

イ及びロ－略－
$2 ~ 5$－略—
（法人の事業税の税率等）
第54条 — 略—
2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等 を除く。），ガス供給業，保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は，各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

2 —略—
3 第 1 項の特別徴収義務者は，租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には，そ の都度，同項に規定する満たない部分の金額又 は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行わ れた同条第 2 項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超 える場合には，その超える部分の金額を控除し た金額）に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければなら ない。
（事業税の納税義務者等）
第49条 法人の行う事業に対する事業税は，法人 の行う事業に対し，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める額により，その法人に課する。
（1）及び（2）—略—
（3）電気供給業のうち，電気事業法（昭和 39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定す る小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含 む。以下この節において「小売電気事業等」 という。），同法第 2 条第 1 項第 14 号に規定 する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含 む。以下この節において「発電事業等」とい う。）及び同法第 2 条第 1 項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）次に掲げる法人の区分に応じ，それぞれ次に定める額 イ及びロ－略—
$2 ~ 5$ —略—
（法人の事業税の税率等）
第54条 — 略—
2 電気供給業（小売電気事業等，発電事業等及 び特定卸供給事業を除く。），ガス供給業，保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は，各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち，小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は，次の各号に掲げ る法人の区分に応じ，それぞれ当該各号に定め る金額とする。
（1）及び（2）－略—
4 —略—
（環境性能割の税率）
第135条の3 —略—
2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項 （第4項又は第5項において準用する場合を含 む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は，100分の 2 と する。
（1）及び（2）—略—
（3）次に掲げる軽油自動車
イ — 略—
ロ 車両総重量が2．5トンを超え3．5トン以下 のバス又はトラックのうち，次のいずれに も該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの
（イ）—略—
（ロ）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率 100 分の105を乗じ て得た数値以上であること。
八及びニ－略－
（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）
第3条の3当分の間，県民税の所得割を課すべ き者のらち，その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第 12 条の 7 まで，附則第 12 条の 7 の 2 第 1 項，附則第 12 条の 8 ，附則第 12 条の 9 ，附則第 22 条及び附則第 29 条に おいて「前年」という。）の所得について第32条の規定により算定した総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額の合計額が，35万円にそ の者の法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者（以下この条において「同一生計配偶者」という。）及び同項第 9 号に規定する扶養親族（以下この条において「扶養親族」という。） の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円 を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には，当該金額に 32 万円 を加算した金額）以下である者に対しては，第 29条第 1 項の規定にかかわらず，県民税の所得割（第 40 条の 2 の規定により課する所得割を除 く。）を課さない。

3 電気供給業のらち，小売電気事業等，発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額 は，次の各号に掲げる法人の区分に応じ，それ ぞれ当該各号に定める金額とする。
（1）及び（2）－略—
4 —略—
（環境性能割の税率）
第135条の3 — 略—
2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項 （第4項又は第5項において準用する場合を含 む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は，100分の 2 と する。
（1）及び（2）—略—
（3）次に掲げる軽油自動車
イ — 略—
ロ 車両総重量が2．5トンを超え3．5トン以下 のバス又はトラックのうち，次のいずれに も該当するもので施行規則第 9 条の 4 第 20項に規定するもの
（イ）—略—
（ロ）エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗 じて得た数値以上であること。
八及びニ－略－
（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）
第3条の3当分の間，県民税の所得割を課すべ き者のらち，その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第 12 条の 7 まで，附則第 12 条の 7 の 2 第 1 項，附則第 12 条の 8 ，附則第 12 条の 9 ，附則第 22 条及び附則第 29 条第 1 項において「前年」という。）の所得につい て第32条の規定により算定した総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額の合計額が，35万円にその者の法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者（以下この条において「同一生計配偶者」という。）及び同項第 9 号に規定す る扶養親族（年齢16歳未満の者及び法第34条第 1 項第11号に規定する控除対象扶養親族に限 る。以下この条において「扶養親族」という。） の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円 を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には，当該金額に32万円 を加算した金額）以下である者に対しては，第 29条第1項の規定にかかわらず，県民税の所得

## 2 及び3－略—

（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）
第 7 条の 4 当分の間，租税特別措置法第 4 条の 5 第5項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する利子等については，同条第5項に規定す る特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つ たものとみなして，利子割に関する規定を適用 する。

## 2 —略—

（特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等 に係る譲渡所得等の課税の特例）
第12条の4 県民税の所得割の納税義務者につい て，その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条 において「特定管理株式等」という。），同項 に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）又は同項に規定す る特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第 37 条の10第2項第7号に規定する公社債として の価値を失つたことによる損失が生じた場合と して同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは，当該事実が発生したこと は当該特定管理株式等，特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと，当該損失の金額として施行令附則第18条の3第1項で定め る金額は附則第 12 条の 5 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして，この条，前条及び附則第12条の5の規定その他の県民税に関する規定 を適用する。
2 及び3－略—
（県民税の法人税割の税率の特例）
第13条 昭和52年2月1日から令和 4 年 1 月 31 日 までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は，第42条の規定に かかわらず，100分の1．8とする。
（自動車税の種別割の税率の特例）
第15条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車，天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第 9 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。次項第

割（第40条の 2 の規定により課する所得割を除 く。）を課さない。
2 及び3－略—
（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）
第 7 条の 4 当分の間，租税特別措置法第 4 条の 5 第 8 項の規定の適用を受ける同条第 1 項に規定する利子等については，同条第8項に規定す る特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つ たものとみなして，利子割に関する規定を適用 する。

## 2 —略—

（特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等 に係る譲渡所得等の課税の特例）
第12条の4 県民税の所得割の納税義務者につい て，その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条 において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条に おいて「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失つたことによる損失が生 じた場合として同法第37条の11の2第1項各号 に掲げる事実が発生したときは，当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと，当該損失の金額 として施行令附則第18条の3第1項で定める金額は附則第 12 条の 5 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額と それぞれみなして，この条，前条及び附則第12条の5の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

## 2 及び3－略—

（県民税の法人税割の税率の特例）
第13条 昭和52年2月1日から令和9年1月31日 までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は，第42条の規定に かかわらず，100分の1．8とする。
（自動車税の種別割の税率の特例）
第15条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車，天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第 9 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。以下こ

2号及び次条第2項において同じ。），メタノ ール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料 として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。），混合メタノール自動車（メタノール とメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定す るものをいう。次条第2項において同じ。）及 びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第 9 条の 2 第 5 項に規定 するものを動力源として用いるものであつて，廃エネルギーを回収する機能を備えていること により大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出 の抑制に資するもので施行規則第 9 条の 2 第 6項に規定するものをいう。次項第3号及び次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車 （三輪の小型自動車に属するものを除く。以下 この条及び次条において同じ。），一般乗合用 バス，被けん引自動車及びキャンピングカー（原動機を用いないもの以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。）を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については，第136条の規定にかかわらず，次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し，1台について，それぞれ同表の税率の欄 に定める額とする。
（1）第135条の3第1項第1号に規定するガ ソリン自動車（以下この条において「ガソリ ン自動車」という。）又は同項第2号に規定 する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成20年3月31旦までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過し た日の属する年度
（2）第135条の3第1項第3号に規定する軽油自動車（次項第6号において「軽油自動車」 という。）その他の前号に掲げる自動車以外 の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日 から起算して12年を経過した日の属する年度一略一

の条及び次条第 2 項において同じ。），メタノ ール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料 として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。），混合メタノール自動車（メタノール とメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定す るものをいう。次条第2項において同じ。）及 びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第 9 条の 2 第 5 項に規定 するものを動力源として用いるものであつて，廃エネルギーを回収する機能を備えていること により大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出 の抑制に資するもので施行規則第 9 条の 2 第 6項に規定するものをいう。次項第3号及び次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車 （三輪の小型自動車に属するものを除く。以下 この条及び次条において同じ。），一般乗合用 バス，被けん引自動車及びキャンピングカー（原動機を用いないもの以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。）を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については，第136条の規定にかかわらず，次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し，1台について，それぞれ同表の税率の欄 に定める額とする。
（1）第135条の3第1項第1号に規定するガ ソリン自動車（以下この条において「ガソリ ン自動車」という。）又は同項第2号に規定 する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成22年3月31旦までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過し た日の属する年度
（2）第135条の3第1項第3号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」 という。）その他の前号に掲げる自動車以外 の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日 から起算して12年を経過した日の属する年度 —略—

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の 2種別割の税率については，当該自動車（自家用 の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受け た場合には令和元年度分の自動車税の種別割 （第138条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課さ れるものに限る。）に限り，当該自動車が平成 31年4月1日（自家用の乗用車にあつては，令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 2 年度分の自動車税の種別割に限り，当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間 に初回新規登録を受けた場合には令和 3 年度分 の自動車税の種別割に限り，第136条の規定にか かわらず，次の表の自動車の種類等の欄に掲げ る自動車に対し，1台について，それぞれ同表 の税率の欄に定める額とする。
（1）—略—
（2）天然ガス自動車のらち，道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第135条の3第1項第1号イ（イ）aに規定す る排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合する もの又は同法第41条第1項の規定により平成 21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のも のにあつては，平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定 するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し，かつ，窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超え ないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの
（3）充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のらち，動力源として用いる電気を外部 から充電する機能を備えているもので施行規則第 9 条の 2 第 7 項に規定するものをいう。）

次に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率については，当該自動車が令和 2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 3 年度分の自動車税の種別割に限り，第136条の規定にかかわ らず，次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し， 1 台について，それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。
（1）—略—
（2）天然ガス自動車のらち，道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第135条の3第1項第1号イ（イ）aに規定す る排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（第5項第 2号において「平成30年天然ガス車基準」と いう。）に適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のものにあつては，平成22年 10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 9条の 2 第 3 項に規定するもの（以下この号及 び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し，かつ，窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定 める窒素酸化物の値の 10 分の 9 を超えないも ので施行規則附則第5条の2第2項に規定す るもの
（3）充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のらち，動力源として用いる電気を外部 から充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第7項に規定するものをいう。第5項第3号において同じ。）
（4）ガソリン自動車のうち，窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第1号イ（イ）aに規定する平成 30 年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値 の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同（イ）bに規定する平成17年ガソリ ン軽中量車基準（次項第 1 号において「平成 17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定 める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないも のであつて，エネルギー消費効率が同イ（ハ） に規定する令和 2 年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和 2 年度基準エ ネルギー消費効率」という。）に100分の130 を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの
（5）石油ガス自動車のらち，窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ（イ）aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第 2 号において「平成 30 年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値 の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同（イ）bに規定する平成17年石油ガ ス軽中量車基準（次項第2号において「平成 17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定 める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないも のであつて，エネルギー消費効率が令和 2 年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗 じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の 2 第 4 項に規定するもの
（6）軽油自動車のうち，第135条の3第1項第 3 号イ（イ）に規定する平成 30 年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合す る乗用車

## —略—

3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の 3種別割の税率については，当該自動車（自家用 の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受け た場合には令和元年度分の自動車税の種別割 （第138条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課さ
（4）ガソリン自動車のうち，窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第1号イ（イ）aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値 の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ（イ）bに規定する平成17年ガ ソリン軽中量車基準（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えない ものであつて，エネルギー消費効率が同号イ （八）に規定する令和 2 年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和 2 年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の 130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の 2 第 3 項に規定するもの
（5）石油ガス自動車のうち，窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ（イ）aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成 30 年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値 の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ（イ）bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えない ものであつて，エネルギー消費効率が令和 2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第 5 条の 2 第 4 項に規定するもの
（6）軽油自動車のうち，第135条の3第1項第 3 号イ（イ）に規定する平成 30 年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は平成21年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車
—略一

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受け るものを除く。）に対して課する自動車税の種別割の税率については，当該自動車が令和 2 年 4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り，第136条の規定にかかわら ず，次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動

れるものに限る。）に限り，当該自動車が平成 31年4月1日（自家用の乗用車にあつては，令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り，当該自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間 に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分 の自動車税の種別割に限り，第136条の規定にか かわらず，次の表の自動車の種類等の欄に掲げ る自動車に対し，1台について，それぞれ同表 の税率の欄に定める額とする。
（1）及び（2）－略—


4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げ る自動車のらち，次に掲げるもの（以下この項 において「自家用の乗用車等」という。）に対 して課する自動車税の種別割の税率について は，当該自家用の乗用車等が令和 3 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録 を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り，当該自家用の乗用車等が令和 4 年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り，第136条の規定にかかわら ず，第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し，1台について，それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。
（1）及び（2）—略—

車に対し，1台について，それぞれ同表の税率 の欄に定める額とする。
（1）及び（2）—略—
—略—

4 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車 のうち，次に掲げるもの（以下この項及び次項 において「自家用の乗用車等」という。）に対 して課する自動車税の種別割の税率について は，当該自家用の乗用車等が令和 3 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録 を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り，当該自家用の乗用車等が令和 4 年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り，第136条の規定にかかわら ず，第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し，1台について，それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。
（1）及び（2）—略—
5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除 く。）に対して課する自動車税の種別割の税率 については，当該自動車が令和 3 年 4 月 1 日か ら令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り，当該自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受 けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割 に限り，第136条の規定にかかわらず，第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対 し，1台について，それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

## （1）電気自動車

（2）天然ガス自動車のうち，平成30年天然ガ ス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガ ス車基準に適合し，かつ，窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸

化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの
（3）充電機能付電力併用自動車
（4）ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特
種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものに限 る。）（以下この項及び次項において「営業用の乗用車等」という。）に限る。）のうち，窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであつ て，エネルギー消費効率が第135条の3第1項第1号イ（ロ）に規定する令和12年度基準エネ ルギー消費効率（以下この項及び次項におい て「令和12年度基準エネルギー消費効率」と いう。）に100分の90を乗じて得た数値以上か つ令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上の もので施行規則附則第5条の2第8項に規定 するもの
（5）石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限 る。）のうち，窒素酸化物の排出量が平成 30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物 の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準 に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えな いものであつて，エネルギー消費効率が令和 12年度基準エネルギー消費効率に100分の90 を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準工 ネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの
（6）軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。） のうち，平成 30 年軽油軽中量車基準又は平成 21年軽油軽中量車基準に適合するものであつ て，エネルギー消費効率が令和12年度基準エ ネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の 2 第 10項に規定するもの
6 次に掲げる自動車のらち，営業用の乗用車等 （前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の種別割の税率について は，当該営業用の乗用車等が令和 3 年 4 月 1 日

から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録 を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り，当該営業用の乗用車等が令和 4 年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り，第136条の規定にかかわら ず，第3項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し，1台について，それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。
（1）ガソリン自動車のらち，窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定め る窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分 の1を超えないものであつて，エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率 に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和 2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するも の
（2）石油ガス自動車のうち，窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定め る窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分 の1を超えないものであつて，エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率 に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和 2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するも
の
（3）軽油自動車のうち，平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合 するものであつて，エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の 70を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準 エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの
（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第15条の3の3 知事は，自動車税の種別割の賦第課徴収に関し，自動車が附則第15条の3第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又は エネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。） につき同条第 2 項から第 4 項までの規定の適用

課徴収に関し，自動車が附則第15条の3第2項，第3項，第5項又は第6項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第 2 項から第 6

を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断を するときは，国土交通大臣の認定等（申請に基 づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて，当該認定又は評価の事実 に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につ き減税対象車に該当するかどうかの判断をする ことが適当であるものとして施行規則附則第5条の 2 の 3 に規定するものをいう。次項におい て同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 及び3－略－
（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）
第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合におけ る附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用につ いては，同項中「令和15年度」とあるのは，「令和16年度」とする。
（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）
第30条 第 77 条第 3 項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し，当該耐震基準不適合既存住宅の第 80 条の 2 第 1 項に規定する耐震改修に係 る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が，新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及 びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅 をその取得の日から 6 月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1項に規定するところにより

項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当す るかどうかの判断をするときは，国土交通大臣 の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて，当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するか どうかの判断をすることが適当であるものとし て施行規則附則第5条の 2 の 3 に規定するもの をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

## 2 及び3－略—

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）
第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合におけ る附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用につ いては，同項中「令和15年度」とあるのは，「令和16年度」とする。
2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合におけ る附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び第 3 項並びに附則第22条第3項の規定の適用については，附則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあ るのは「令和17年度」と，同項及び同条第3項並びに附則第22条第3項中「令和3年」とある のは「令和 4 年」とする。
（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）
第30条 第 77 条第 3 項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し，当該耐震基準不適合既存住宅の第 80 条の 2 第 1 項に規定する耐震改修に係 る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が，新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナ ウイルス（令和 2 年 1 月に，中華人民共和国か ら世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。） である感染症をいう。）及びそのまん延防止の ための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から 6 月以内にその者の居住の用に供することがで

証明がされた場合において，当該耐震改修をし て当該耐震基準不適合既存住宅を令和 4 年 3 月 31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日 から6月以内にその者の居住の用に供した場合 に限る。）は，第 80 条の 2 第 1 項の規定の適用 については，同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に，当該」とあ るのは「当該」と，「行い」とあるのは「行い，当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」 とする。

2 －略—

きなかつたことにつき施行規則附則第 28 条第 1項に規定するところにより証明がされた場合に おいて，当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和 4 年 3 月 31 日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は，第80条の 2 第 1 項の規定の適用については，同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日か ら6月以内に，当該」とあるのは「当該」と，「行い」とあるのは「行い，当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

第2条関係（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

| 現 行 | 改 正 案 |
| :---: | :---: |
| （山形県県税条例の一部改正） | （山形県県税条例の一部改正） |

第 1 条 山形県県税条例（昭和 29 年 5 月県条例第第 1 条 山形県県税条例（昭和 29 年 5 月県条例第 18号）の一部を次のように改正する。
—略—
第45条第1項中「第4項，第19項若しくは第 23項」を「第31項若しくは第35項」に，「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に改め，同条第 2 項中「第 53 条第 22 項」を「第 53 条第 34 項」に改め，同条第3項中「連結事業年度」を「事業年度」 に，「6月の期間中」を「6月経過日（同項に規定する 6 月経過日をいう。以下この項におい て同じ。）の前日までの期間中」に，「6月の期間に」を「6月経過日の前日までの期間に」 に改め，同条第4項中「第53条第47項」を「第 53条第56項」に改める。
—略— 18号）の一部を次のように改正する。
－略—
第45条第1項中「第4項，第19項若しくは第 23項」を「第31項若しくは第35項」に，「同条第22項」を「同条第34項」に改め，同条第2項中「第 53 条第 22 項」を「第 53 条第 34 項」に改め，同条第 3 項中「連結事業年度」を「事業年度」 に，「6月の期間中」を「6月経過日（同項に規定する 6 月経過日をいう。以下この項におい て同じ。）の前日までの期間中」に，「6月の期間に」を「6月経過日の前日までの期間に」 に改め，同条第4項中「第53条第47項」を「第 53条第64項」に改める。
—略—

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正す る条例（案）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
| :---: | :---: |
| （課税免除の要件） | （課税免除の要件） |

第2条 知事は，促進区域内において，当該促進第 2 条 知事は，促進区域内において，当該促進区域に係る法第 4 条第 6 項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。） から起算して 5 年内に，承認地域経済率引事業 のための施設のらち地域経済牽引事業の促進に よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するものを設置 した法第14条第1項に規定する承認地域経済率引事業者について，当該施設の用に供する家屋 （当該施設の用に供する部分に限るものとし，事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又は その敷地である土地の取得（同意日以後の取得 に限り，かつ，土地の取得については，その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地 を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に おける当該土地の取得に限る。）に対して課す る不動産取得税の課税を免除することができ る。

本計画の同意の日（以下「同意日」という。） から令和 5 年 3 月 31 日までに，承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するもの を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済率引事業者について，当該施設の用に供す る家屋（当該施設の用に供する部分に限るもの とし，事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り，かつ，土地の取得については，そ の取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除することがで きる。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
| :---: | :---: |
| （課税免除の要件） | （課税免除の要件） |
| 第2条 知事は，地方活力向上地域内における次第2条 知事は，地方活力向上地域内における次 |  |
| の各号に掲げる県税の課税を免除することがで | の各号に掲げる県税の課税を免除することがで | の各号に掲げる県税の課税を免除することがで きる。

（1）法第 5 条第 18 項（法第 7 条第 2 項におい て準用する場合を含む。）の規定により法第 5 条第 1 項の地域再生計画（同条第 4 項第 5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」と いう。）から令和4年3月31日までの間に，法第17条の 2 第 3 項の規定により，同条第 1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」 という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であ って，当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第 6 項 の規定により当該認定を取り消されたとき は，その取り消された日の前日）までの間に，特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第 96 号）第 6 条第1号から第7号まで又は法人税法施行令 （昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）で取得価額 の合計額が 3,800 万円（租税特別措置法（昭和 32年法律第 26 号）第 10 条第 7 項第 6 号に規定 する中小事業者，同法第 42 条の 4 第 8 項第 7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第 8 項第 6 号に規定する中小連結法人にあっ ては，1，900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し，又は増設した ものについて，当該特別償却設備を事業の用 に供した日の属する年以後 3 年の間の各年 （法人にあっては，当該特別償却設備を事業 の用に供した日の属する事業年度の開始の日 から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令
（平成27年総務省令第 73 号）で定めるところ により計算した額に対して課する事業税 （2）－略— の各号に掲げる県税の課税を免除することがで きる。
（1）法第5条第18項（法第7条第2項におい て準用する場合を含む。）の規定により法第 5 条第 1 項の地域再生計画（同条第 4 項第 5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」と いう。）から令和 4 年 3 月 31 日までの間に，法第17条の 2 第 3 項の規定により，同条第 1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」 という。）の認定を受けた事業者（同項第 1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であ って，当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第 6 項 の規定により当該認定を取り消されたとき は，その取り消された日の前日）までの間に，特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令 （昭和40年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）で取得価額 の合計額が 3 ， 800 万円（租税特別措置法（昭和 32年法律第 26 号）第 10 条第 8 項第 6 号に規定 する中小事業者，同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第 8 項第 6 号に規定する中小連結法人にあっ ては，1，900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し，又は増設した ものについて，当該特別償却設備を事業の用 に供した日の属する年以後 3 年の間の各年 （法人にあっては，当該特別償却設備を事業 の用に供した日の属する事業年度の開始の日 から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令
（平成27年総務省令第 73 号）で定めるところ により計算した額に対して課する事業税
（2）—略—

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
| :---: | :---: |
| 別表第1 | 別表第1 |
| 執行機 <br> 関 事務 | 執行機 <br> 関 事務 |
| 1～6－略－ | 1～6－略－ |
| 7知 私立の高等学校等（特別支援学校 <br> 事  <br> の高等部を除く。）に在学する生  <br> 徒等の保護者等（高等学校等就学  <br> 支援金の支給に関する法律第 3 条  <br> 第 2 項第 3 号に規定する保護者等  <br> をいう。第 9 項及び第 14 項を除き，  <br> 以下同じ。）に対する奨学のため  <br> の給付金の支給に関する事務であ  <br> つて規則で定めるもの  |  |
| $8 \sim 10$－略－ | $8 \sim 10$－略－ |
|  |  |
| 11～14－略－ | 12～15－略－ |

別表第2

| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| :---: | :---: | :---: |
| $1 \sim 8$－略－ |  |  |

別表第2

| $\begin{gathered} \hline \text { 執行機 } \\ \text { 関 } \end{gathered}$ | 事務 | 特定個人情報 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1～8－略－ |  |  |
| $\begin{array}{\|c} 9 \\ \text { 育教 } \\ \text { 委 } \\ \text { 員会 } \end{array}$ | 特別支援学校等 <br> $へ$ の就学のため <br> 必要な経費の支 <br> 弁に関する事務 <br> （特別支援学校 <br> への就学奨励に <br> 関する法律の規 <br> 定によるものを <br> 除く。）であっ <br> て規則で定める <br> もの | 特別支援学校へ の就学奨励に関 する法律の規定 による特別支援学校への就学の ため必要な経費 の支弁に関する情報であって規則で定めるもの |
| 10及び11－略一 |  |  |


| 現 行 | 改 正 案 |
| :---: | :---: |
| （災害時の安全確保） | （災害時の安全確保） |
| 第15条 県民は，法第56条第1項後段の規定によ る通知若しくは警告又は法第 60 条第 1 項の規定 による立退きの勧告若しくは指示（以下「避難勧告等」という。）がされた場合において，災害から自らの生命及び身体を守るため，速やか に当該避難勧告等に応じた行動をとるものとす | 第15条 県民は，法第56条第1項後段の規定によ る通知若しくは警告又は法第 60 条第 1 項の規定 による立退きの指示（以下「避難指示等」 ら。）がされた場合において，災害から自らの生命及び身体を守るため，速やかに当該避難指示等に応じた行動をとるものとする。 | る。

2及び3－略一
（円滑な避難のための体制の整備等）
第39条 —略—
2 一略一
3 市町村長は，あらかじめ，避難勧告等に関す る基準を設定するよう努めるものとする。
4 －略—

2 及び3－略－
（円滑な避難のための体制の整備等）
第39条 — 略—
2 －略—
3 市町村長は，あらかじめ，避難指示等に関す る基準を設定するよう努めるものとする。
4 —略—

